

調査票

【調査 1：情報公開ガイドラインについて】

(1) 所管の公共料金分野について、情報公開ガイドラインに対応した情報公開の現状はどうなっているか。また、ガイドライン策定以降、情報公開を巡る状況・情報公開の内容について大きく変更した点は何か。また、変更の要因は何か。(情報公開ガイドラインを策定されていない場合は、これに準ずるものについての現状、変更点等、また、今後の策定の予定について、ご説明ください。)

(2) 情報公開ガイドラインの中には、

- ・ 料金、加入金・負担金等の根拠
- ・ 主要な他事業者との料金格差の要因の説明
- ・ 設備投資計画の妥当性を説明するための情報
- ・ セグメント別収支(路線別又は路線群別、部門別等)
- ・ 料金、サービスの質等に関する比較対照情報

が含まれているか。(情報公開ガイドラインを策定していない場合は、これに準ずるものについて、ご説明ください。)

【調査 2：料金の水準・内容の説明】

原価として認める費用項目やその水準に関する基準(「審査要領」等) を策定・公表しているか。(策定・公表済みの場合は、資料をご提出頂き、ご説明ください。仮に、現在策定・公表されていない場合、これに準ずるものとして、どのような情報を策定・公表しているか、また、今後の検討の予定について、ご説明ください。)

料金分野における審査要領(イメージ)

- ・ 人件費は、従業員 1000 人以上の企業平均値を基本に査定する。
- ・ 普及啓発費(例：広告宣伝費) は、公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める等

【調査 3：料金妥当性の事後的・継続的検証】

料金認可及び届出時の料金体系の妥当性を継続的に確保するために実施する、事後的・継続的な検証について

(1) 料金認可及び届出時の料金水準の根拠となる定量的なデータ(原価、需要予測、各種前提) について、その算出根拠は明確に公表されているか。(仮に現在公表され

ていない場合、どのような情報を公表し、料金水準の根拠を説明しているか、また、事後的・継続的検証に資するよう、原則として、規制官庁に提出させることや対外的に公表することについて、どのように考えているかについてご説明ください。）

(2) 料金の妥当性について、定量的なデータを用いた事後的な検証をどのような方法で行っているか。(確認している具体的な指標、費用項目、経理情報等及びこれらの定量的なデータをお示しください。仮に、現在行っていない場合、どのような情報・方法により、事後的な検証が行われているか、また、今後、定量的なデータを用いた事後的な検証について、その検討の予定をご説明ください。)

(3) また、その結果について、対外的にどのように公表しているか。以後の料金認可及び届出手続きにどのように反映させていくのか。

【調査 4 : 料金変更命令等】

現行の料金水準が適当ではないと判断される場合は、料金改定を命令できるような定量的な基準等の要件が策定されているか。(既に策定されている場合は、それについてご説明ください。仮に、現在策定されていない場合、どのような情報・方法により、料金改定を命令、促しているか、また、今後、定量的な基準等の要件の策定について、その検討の予定をご説明ください。)

【調査 5 : 料金認可手続きにおける消費者の参画等】

(1) 料金認可手続きの一環として、原則として、公聴会を開催しているか。

また、その際には、

- ・多くの消費者が参加できるような、回数や場所についての設定
- ・(意見陳述を要請する際には) 時間的余裕を伴った、参加通知、関連資料の提供
- ・意見陳述のみならず、質疑応答の機会の設定
- ・消費者の利益を代弁できる者(例えば、消費者団体の代表者等) の参加を確保を行っているか。

(2) 料金改定案を決定する審議会のみならず、実質的な検討を行う研究会、委員会、WT も、原則として、公開しているか。また、消費者の利益を代弁できる者(例えば、消費者団体の代表者等) が構成員となっているか。

(3) 料金の認可手続等に当たって、事業者から提供されるべき情報に、特に、事業者の部門別・サービス種類別のセグメント情報、子会社・関連会社との取引(随意契約に関する情報含む)、関連する商業・不動産業等非本業部門等の連結会計情報を含

めているか。

【調査6：経営効率化の促進】

料金認可及び届出手続きにおいて、どのような方法で、経営効率化の度合いを判断しているか。また、その結果を、公共料金に、どのように反映しているのか。

【調査7：高齢者等に対する情報提供】

高齢者、障害者等に対して料金・サービスの内容に関する情報を提供するに当たり、どのような工夫がされているか。

【調査8：今後の課題】

消費者への情報提供の一層の充実が求められているが、ガイドライン等に見直すべき箇所はあるか。また、情報公開に関する今後の課題、やるべきこととしてどのような点が考えられるか。

以上